

議案第20号

渋川市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月1日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

渋川市工場等設置奨励条例（平成27年渋川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は」の次に「市内の」を加え、同条第3号中「の増築又は」を「を増築し、又は」に改め、同条第4号中「第341条第1項」を「第341条第1号」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 用地取得面積 工場等の新設又は増設をするために取得した土地の合計面積をいう。

(6) 用地取得費 工場等の新設又は増設をするために取得した土地の取得価額の合計額をいう。

第3条第1項中「増設するもの」を「増設をする者」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 用地取得奨励金

第3条第2項中「及び排水路等」を「、排水路等」に改める。

第4条中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条第1項第3号に規定する用地取得奨励金の交付を受ける工場等として指定する基準は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 用地取得面積が3,000平方メートル以上であること。

(2) 令和4年4月1日以後に用地を取得していること。

(3) 用地を取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設若しくは増設に着手し、又は3年以内に工場等を稼働していること。

(4) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の子会社等をいう。）又は親会社等（会社法第2条第4号の2の親会社等をいう。）以外の者から取得した用地であること。

第5条中「新設又は」を「新設され、又は」に改める。

第6条第1項第2号中「6か月」を「6月」に、「雇用された」を「雇用した」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 用地取得奨励金 用地取得費に100分の10を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。

第6条第3項中「第1項第2号」を「第3条第1項第2号」に改め、「雇用促進奨励金」の次に「及び同項第3号に規定する用地取得奨励金」を加える。

第7条中「第3条第1号」を「第3条」に改め、同条第1号中「休止又は」を「休止し、又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の渋川市工場等設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定に係る奨励金について適用し、施行日前の指定に係る奨励金については、なお従前の例による。

理 由

用地取得に対する奨励金を交付するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 新設 市内に既存の工場等がなく新たに工場等を設置すること又は市内の既存の工場等を廃止し、市内の他の場所に新たな工場等を設置することをいう。</p> <p>（3） 増設 市内に工場等を有する者が、当該工場等の生産能力等を拡大する目的で市内の用地を取得し、かつ、工場等を増築し、又は別棟の工場等を設置することをいう。</p> <p>（4） 投下固定資産額 工場等の新設又は増設をするために取得した固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。）の取得価額の合計額をいう。</p> <p><u>（5） 用地取得面積 工場等の新設又は増設をするために取得した土地の合計面積をいう。</u></p> <p><u>（6） 用地取得費 工場等の新設又は増設をするために取得した土地の取得価額の合計額をいう。</u></p> <p>（奨励措置）</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、工場等の新設又は増設をする者に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 用地取得奨励金</u></p> <p>2 市長は、必要と認めた場合、工場等の新設に関連する道路、河川、排水路等の施設整備に係る便宜供与をすることができる。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第4条 前条の奨励措置を受ける工場等として指定する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 <u>第3条第1項第3号に規定する用地取得奨励金の交付を受ける工場等と</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 新設 市内に既存の工場等がなく新たに工場等を設置すること又は<u> </u>既存の工場等を廃止し、市内の他の場所に新たな工場等を設置することをいう。</p> <p>（3） 増設 市内に工場等を有する者が、当該工場等の生産能力等を拡大する目的で市内の用地を取得し、かつ、工場等<u>の増築又は</u> <u> </u>別棟の工場等を設置することをいう。</p> <p>（4） 投下固定資産額 工場等の新設又は増設をするために取得した固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項に規定する固定資産をいう。）の取得価額の合計額をいう。</p> <p>（奨励措置）</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、工場等の新設又は<u>増設するもの</u>に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 市長は、必要と認めた場合、工場等の新設に関連する道路、河川及び排水路等の施設整備に係る便宜供与をすることができる。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第4条 前条の奨励措置を受ける工場等として指定する基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

して指定する基準は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 用地取得面積が3,000平方メートル以上であること。
- (2) 令和4年4月1日以後に用地を取得していること。
- (3) 用地を取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設若しくは増設に着手し、又は3年以内に工場等を稼働していること。
- (4) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社等をいう。）又は親会社等（会社法第2条第4号の2の親会社等をいう。）以外の者から取得した用地であること。

(指定)

第5条 市長は、新設され、又は増設される工場等のうち、前条の基準を満たすものを指定するものとする。

(奨励金の額等)

第6条 第3条第1項各号に規定する奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 雇用促進奨励金 工場等において新規雇用した本市に居住する従業者のうち、事業開始の日から6月以上継続して雇用した人数に10万円を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。
- (3) 用地取得奨励金 用地取得費に100分の10を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。

2 (略)

3 第3条第1項第2号に規定する雇用促進奨励金及び同項第3号に規定する用地取得奨励金の交付は、前条に規定する指定ごとに1回とする。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、第5条に規定する指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は奨励措置を停止し、既に交付した第3条の奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) ・ (3) (略)

(指定)

第5条 市長は、新設又は増設される工場等のうち、前条の基準を満たすものを指定するものとする。

(奨励金の額等)

第6条 第3条第1項各号に規定する奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 雇用促進奨励金 工場等において新規雇用した本市に居住する従業者のうち、事業開始の日から6か月以上継続して雇用された人数に10万円を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。

2 (略)

3 第1項第2号に規定する雇用促進奨励金の交付は、前条に規定する指定ごとに1回とする。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、第5条に規定する指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は奨励措置を停止し、既に交付した第3条第1号の奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業を休止又は廃止したとき。
- (2) ・ (3) (略)